

発委第2号

発案書

可児市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記事件について、別紙のとおり発案する。

令和5年3月24日提出

提出者 可児市議会議会運営委員会
委員長 澤野 伸

可児市議会議長 板津 博之 様

可児市議会基本条例の一部を改正する条例

可児市議会基本条例（平成24年可児市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 議会は、すべての議員の参加の下、議会報告会を毎年開催することとし、市民の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 議会は、すべての議員の参加の下、議会報告会を毎年開催し、積極的に市民の参加を促すとともに、市民の意見を議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p>
<p>(常任委員会の活動)</p> <p>第11条 常任委員会は、所管事務調査及び政策提案を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。</p>	<p>(常任委員会の活動)</p> <p>第11条 常任委員会は、所管事務調査及び政策提言を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提言の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならない。</p>
<p>(自由討議の充実)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(自由討議の充実)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(情報通信技術の活用)</u></p> <p>第12条の2 議会は、議会活動の効率化及び活性化を図るため、情報通信技術の積極的な活用を努めるものとする。</p>
<p>(議員研修の充実強化)</p> <p>第14条 議員は、次のとおり研修の充実に努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(議員研修の充実強化)</p> <p>第14条 議員は、次のとおり研修の充実に努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 学識経験を有する者と積極的に議員研修会を開催するとともに、当該研修会に市民の参加を促すこと。

(政治倫理)

第15条 (略)

2 (略)

(議会広報の充実)

第18条 議会は、次のとおり議会広報の充実に努めなければならない。

(1) 広報紙等を利用して、議会の活動について市民に対し、わかりやすく周知すること。

(2) 多様な広報手段を活用し、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動等を行うこと。

(最高規範)

第22条 (略)

2 議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

3 (略)

(見直し手続)

(2) 学識経験を有する者と積極的に議員研修会を開催すること。

(政治倫理)

第15条 (略)

2 議員は、可児市議会個人情報保護条例(令和5年可児市条例第 号)の趣旨にのっとり、知り得た個人情報を適正に取り扱い、市民の権利利益を保護しなければならない。

3 (略)

(議会広報の充実)

第18条 議会は、広報紙、インターネットその他多様な広報手段を活用し、議会活動について市民に対してわかりやすく周知するとともに、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動の充実に努めなければならない。

(最高規範)

第22条 (略)

2 議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、可児市議会議員の選挙を経た任期開始後(一般選挙以外の選挙にあつては当該選挙後)速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

3 (略)

(検証等)

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証を行うものとする。

2 (略)

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証を行うものとする。

2 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。